

公表第4号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年3月8日

久留米市監査委員	山口文刀
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	原学
久留米市監査委員	森崎巨樹

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
22.23	総務部	契約課	<p>第3章 監査結果総括</p> <p>1. 監査結果の共通の意見</p> <p>(3) 契約事務の検証（意見2）</p> <p>契約事務の監査で、指名競争入札、随意契約に関する指摘、意見が数多く検出された。その多くは、指名理由、随意契約理由の不備、すなわち合理的理由がなく、もしくは合理的理由の記載が無いままに競争入札の例外的取り扱いの指名競争入札や随意契約を行ったり、入札参加業者数、参加条件を絞ったり、公表された予定価格にて多数の入札参加者が入札したり、という指摘であった。契約事務において、地域業者の保護の視点は尊重すべきではあるが、一方で市内業者間の適正な競争による健全な経済社会の構築の視点も重要である。久留米市においては健全な経済社会を育成し、市の経済を発展させるために、市内業者間の健全な競争を促し、市内業者の競争力を高める入札制度やその他の契約事務の検証を今一度行っていただきたい。</p>	意見	<p>自治体の契約については、一般競争入札が原則とされ、指名競争入札や随意契約については政令で定める要件を満たす場合のみに例外的に認められるものです。このような入札手続き等については、何より競争性・透明性・公平性・公正性の確保が求められ、一方で、中小零細企業への配慮についても十分考慮すべき事項であると認識しています。このような認識のもと、今後、頂きました意見を踏まえ、入札監視委員会等を活用しながら、入札制度や契約事務に関して検証を行っていきたいと考えています。</p>
43	上下水道部	給排水設備課	<p>第4章 各論</p> <p>1. 久留米市下水道条例</p> <p>(意見7) 軽微な変更の届出省略</p> <p>久留米市下水道条例第9条では、排水設備等を新設等する場合に、予め管理者の確認を得なければならないことを定めている。確認を受けた事項を変更するときにも、予め管理者の確認を得なければならない。これは、法令に適合しない排水設備の設置を防止することになる。しかし、確認を受けた事項の変更には、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更もあり、これらについても全て予めの確認を得なければならないとすることは、新設等をする者にとって過大な負担となりかねないし、管理者にとっても負担となる。経済性の観点からすれば、一定の軽微な変更については、届出で足りるとする考え方もある。</p> <p>この点について、担当者からは、施工不良があった場合に、新設等をする者等に手間のみならず金銭的な負担も生じる恐れがある旨の指摘を受けた。</p> <p>効率性と確実性は、一方を優先すれば、もう一方が後退する関係にある。必ずしも効率性が優先されるべきとはいえないので、担当者の意見にも一理ある。当職の見解は、効率性の観点からの意見である。</p>	意見	<p>久留米市下水道条例第9条に規定する確認を受けた事項の変更については、管理者が変更する事項を把握し、その変更事項が設置及び構造に関する法令に適合するか、基準が守られているか改めて確認が必要と考えます。</p> <p>なお、法令や基準の確認が必要でないと判断できる簡易な変更協議等は電話でも柔軟に対応するなど申請者等の負担を軽減できるよう努めてまいります。</p>

令和3年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

下水道事業等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
58	上下水道部	総務	<p>第4章 各論</p> <p>3. 久留米市下水道事業会計決算状況分析 (意見14)下水道事業は借入過多 下水道事業の債務残高は、収入の13.65倍と一般会計の0.83倍、水道事業の2.00倍に比し突出して多額である。下水道事業の640億円という債務残高は、一般会計の起債残高の1,413億円の45%超の残高であり、収入規模から考えても借入過多である。</p>	意見	<p>未普及地域への整備及び下水道施設の更新、耐震化など投資には多額の費用が必要であり、下水道事業は、内部留保資金の蓄積が充分でないため、その財源の多くを企業債に依存しています。</p> <p>企業債発行に当たっては、世代間負担の公平性の確保という本来の役割と事業運営のための資金確保のバランスを考慮しながら、将来世代への過重な負担とならない適切な借入を検討します。</p> <p>また、投資の大部分を占める未普及地域の整備については、平成20年に策定した「久留米市生活排水処理基本構想」に基づき、汚水処理施設の整備を計画的に行ってきましたが、下水道事業の厳しい財政状況や今後の収入減少、整備予定地域の特性を踏まえ、令和5年度までに生活排水処理基本構想の見直しに取り組み、事業規模に応じた起債残高となるよう取り組んでいきます。</p>
59	上下水道部	総務	<p>第4章 各論</p> <p>3. 久留米市下水道事業会計決算状況分析 (意見15)企業債償還年数は25.9年と長期 営業収益の規模については、下水事業46億円、上水事業43億円と同規模であるにもかかわらず、下水事業の企業債残高は640億円と水道事業の86億円の7.4倍で非常に多額になっている。企業債要償還年数についても、下水事業が25.9年、水道事業が4.7年となっており、圧倒的に下水事業の債務負担が大きいことを示している。</p>	意見	<p>下水道事業は水道事業と比べ工事規模が大きく、また現在も整備を行っていることから、企業債残高も増加し続けています。</p> <p>企業債発行に当たっては、世代間負担の公平性の確保という本来の役割と事業運営のための資金確保のバランスを考慮しながら、将来世代への過重な負担とならない適切な借入を検討します。</p> <p>また、投資の大部分を占める未普及地域の整備については、平成20年に策定した「久留米市生活排水処理基本構想」に基づき、汚水処理施設の整備を計画的に行ってきましたが、下水道事業の厳しい財政状況や今後の収入減少、整備予定地域の特性を踏まえ、令和5年度までに生活排水処理基本構想の見直しに取り組んでいます。</p>

令和3年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況口

下水道事業等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
60	上下水道部	総務	第4章 各論 3. 久留米市下水道事業会計決算状況分析 (意見16)料金体系は長年変更されていない 上下水道の料金体系は平成20年4月1日以来改定がなされていないが、下水道事業は資金的にタイトな状況が予想されるため、早急な料金体系の改定が求められる	意見	平成20年度の使用料改定は、当時の下水道未普及地域への整備計画や、維持管理経費の増大が、地方債の繰上償還や投資の平準化を実施してもなお吸収できない経営状況を背景に行いました。この改定により、当面の経営良化を確保できました。しかし、下水道事業の法適化に従い企業会計を導入したことで、事業規模を上回るペースでの投資や、これに伴う資金不足が明らかとなりました。又、近年では、人口減少に伴う使用料収入の伸びの鈍化、維持・更新費用の増大など、経営的に厳しい状況もあり、使用料改定も含めた経営改善の必要性が高まっています。 現在は、令和5年度までに生活排水処理基本構想の見直しに取組み、使用料改定もこれらの取組みを踏まえて試算し、必要性を検討していく予定です。
61	上下水道部	総務	第4章 各論 3. 久留米市下水道事業会計決算状況分析 (意見17)下水道の設備負担に配慮した料金体系が望まれる 上下水道の料金体系は、ほぼ同額の料金体系ではあるが、布設する管渠の大きさ、エリアの違い等で発生する経費、設備投資額、企業債残高などが水道事業と下水道事業では格段の差異があることは上記のとおりであるから、料金体系を改める際には、水道事業、下水道事業の設備投資額等を反映した料金体系にすることが望まれる。	意見	使用料改定を具体的に検討するにあたっては、日本下水道協会が示す「下水道使用料算定の基本的考え方」に準拠し、試算したいと考えています。 この中で、設備投資等、使用料でまかなうべき経費の見込みを折り込むことも基本手順にあげられており、使用料体系に反映させていくことになります。
68	上下水道部	総務	第4章 各論 4. 久留米市上下水道事業経営戦略 (意見18)令和9年には返済不能 企業債の償還年数が30年であることを考えると、理論的には要償還年数が30年を超えた時期から返済不能の状況に陥ると考えられ、実際には内部留保資金がなくなった時点からは返済不能となるであろう。そういう意味では、令和3年(2021年)から返済不能の危険性は高まり、内部留保資金がなくなった時点、すなわち企業局の計画では令和9年(2027年)には内部留保資金が底をつき返済不能となると予測できる。	意見	経営の現状としてはご意見の通り、巨額の債務残高を抱え、投資・財政計画の見通しでも経常損益の赤字や内部留保資金の経常的な不足が想定されることから、経営改善が必須であると強く認識しているところです。 この解消に向けた取組みについては、ストックマネジメント計画や、生活排水処理基本構想の見直し等を行い、投資・財政計画に反映させ、必要な投資と経営のバランスの調整を行っていきます。

令和3年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況口

下水道事業等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
69	上下水道部	総務	<p>第4章 各論 4. 久留米市上下水道事業経営戦略 (意見19) 令和10年には1年間で429百万円の資金不足 企業債の返済期間が30年であるから、令和10年(2028年)には、(35.0年—30年)×2,578百万円＝12,890百万円の返済原資不足となると試算できる。1年間の返済額では30年平均で429百万円(＝12,890百万円÷30年)の資金不足となるであろう。</p>	意見	<p>ご意見のとおり、償還による資金流出のタイミングと減価償却による内部留保の蓄積には、ズレが生じるため、これらを考慮しない投資活動を継続すると資金不足が生じることは、強く認識しているところです。 この解消に向けた取り組みですが、ストックマネジメント計画や、生活排水処理基本構想の見直し等を行い、投資・財政計画に反映させ、必要な投資と経営のバランスの調整を行ってまいります。</p>
69	上下水道部	総務	<p>第4章 各論 4. 久留米市上下水道事業経営戦略 (意見20) 資金不足解消の方法 当該資金不足を解消するには、①建設改良費の削減、②下水道収益の増加、③他会計補助金の増加、④企業債償還金の減額などが考えられる。 ①の建設改良費については、下水道法第4条第2項において、公共下水道管理者は、前項の規定により事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、都道府県知事(都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他政令で定める事業計画にあつては、国土交通大臣)に協議しなければならない、と規定しており、令和3年(2021年)度現在、令和8年(2026年)度の事業計画までは策定され、県知事に協議済みであるので、事実上令和8年(2026年)までの建設改良費については大きな減額は難しい。可能であれば速やかに建設改良費の減額をすべきである。令和9年(2027年)以降の事業計画については現在検討中であるので、必要最低限の設備計画にとどめることが望ましく、未普及地域の整備については、当面の間凍結し、資金的余裕ができてから再度整備を実施しても良いと考えられる。下水道の整備を期待していた市民に対しては、下水事業の財政難について説明を果たし理解を得ることも下水道事業者の責任である。 ②下水道収益の増加については、接続率の増加なども考えられるが、端的には、料金の改定による下水道収益のUPを検討すべきである。上述の年間の資金不足額は429百万円と認められたことから、この金額を、公共下水道接続人口(令和2年度)230,371人で除して計算すると、一人当たり1,862円/年、156円/月の負担増で対応できる。また、上下水道の利用者の多くが上水道、下水道をセットに利用し、上下水道料金という認識で支払っているの为先述通り投資額や債務残高は下水道事業が圧倒的に多いことから合計額は変えずに、水道の料金を減らし、下水道の料金を増加するなどの方法で大部分の利用者の負担感を抑える方法も考えられる。 ③他会計補助金については、本来、下水道事業は「汚水私費、雨水公費の原則」があるが、久留米市では気候変動の影響と考えられる大雨による浸水被害が毎年のように発生し、大雨の処理経費や大雨対策に関する経費が増大し、下水道事業の雨水対策事業費の負担も大きくなっていることを考えると、平成28年度から定額となっている1,567百万円/年の一般会計からの繰入金の適切な額に関し一般会計の財政担当部局との協議を行う必要がある。</p>	意見	<p>ご意見①及び④については、現在ストックマネジメント計画と投資・財政計画の整合性の調整や、生活排水処理基本構想の見直しに取り組んでおり、その結果を改めて投資・財政計画に反映することで、必要な投資と経営のバランスの調整を令和5年度中に行う予定です。またご意見②に関する下水道使用料の改定については、生活排水処理基本構想の見直しや、各種投資や更新の計画を踏まえ、検討を行う予定です。 ご意見③ですが、一般会計からの繰入金の内訳は、「①雨水処理負担金」「②他会計補助金(汚水処理に関するもの)」「③他会計負担金(企業債償還に関するもの)」の3つに大別されます。久留米市における一般会計からの繰入金の課題は、②の一般会計での負担割合が明確になっていないため、繰入金全体が定額で設定されていることによる、調整弁になっている現状です。 令和3年度決算においては、雨水公費の元、かかる費用は全額繰入金で負担出来ています。しかしご意見のように、福岡県の総合内水対策に関連して久留米市も雨水対策投資を増加しているため、①の増加は必至であり、その調整弁となっている②の負担の在り方を確立すべきであると考えています。令和4年度より総合政策部と具体的な協議を進めています。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
			<p>④企業償還金の減額については、起債額を債権者に対し減額請求するのではなく、国が設けている汚水処理施設の資本整備に係る世代間負担の公平を図ることを目的とした資本平準化債という先延制度がある。この制度は、建設改良地方債の元金について減価償却費を超過する分について資本費平準化債の起債ができる制度である。その趣旨は、当初の起債の返済期間は30年であるのに対し、管渠に係る減価償却期間は50年であるなど返済期間と減価償却期間の差から発生する返済原資の差額については事業利益により返済するのが通常であるが、事業利益を潤沢に出す料金設定を行うことは公共下水道の趣旨に反することもあり、減価償却期間に応じた返済ができる制度を設けたものと考えられる。ただし、汚水処理施設の資本整備に係る世代間負担の公平を図るという趣旨は理解できるものの、一方で当初借入の返済不能の際の先延ばしの制度であることには変わらず、実質的な返済期間が30年を超えてくるといのは一般的な民間金融では行われず、設備投資から時間が経過するにつれ補修費等の維持費の負担も大きくなることを考慮し、安易な後世への負担の先延ばしとならないよう慎重に議論・検討されることが望まれる。</p>		<p>なお、資本費平準化債は世代間負担の公平を図るという点では、有意義ですが、一方で、返済期間を先延ばしするにすぎず、負担の長期化は、次期の更新等の判断を難しくする可能性もあることから、現状において検討は行わない考えです。</p>
76	上下水道部	下水道施設課 経理課	<p>第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (指摘4)減損会計注記が事実と相違 減損会計の注記に「将来の使用が見込まれていない遊休資産のうち、帳簿価額が1,000万円以上のものについては、個々の資産毎にグルーピングする。」と記載されている。しかし、中央浄化センターに令和3年3月31日現在の簿価が19,773千円の遊休資産が存在していた。(詳細は減損の項目参照。)さらに、注記には「上記の固定資産グルーピングにて精査を行ったが、減損の兆候があると認められる固定資産はなかった。」と記載があり事実と反していた。実際に固定資産の視察を行い減損の兆候がないことを判定したのか疑いがもたれるところである。固定資産台帳を基にして現物資産の状況を調査し、固定資産の減損の兆候を判定すべきである。</p>	指摘	<p>遊休資産に関しては、速やかに用途廃止の手続きを行います。その後、撤去費用の算出を行い、計画的に撤去を行います。 今後は固定資産台帳と現物資産の照合を毎年9月を目途に定期照合を実施していく予定です。あわせて判定の際にはできるだけ詳細な検討結果を記録いたします。【措置方針を決定】</p>
76.77	上下水道部	経理課	<p>第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (意見21)賞与引当金及び貸倒引当金の計上方法の会計規程への記載 久留米市企業局会計規程第7章の2「引当金」に退職給付引当金の計上方法が記載されているが賞与引当金や貸倒引当金について記載されていない。これは総務省の会計規程の記載例に退職給付引当金の計上方法しか示されていないことによるためと思われるが、引当金には見積もりの要素が多く、質的に重要な項目であることから計上方法を明確に会計規程に記載しておくことが望ましいと考える。修繕引当金や特別修繕引当金についても計上はされていないが、必要な場合は計上すべき引当金なので明記しておくことが望ましいと考える。</p>	意見	<p>平成26年度の地方公営企業会計基準の見直しにより、それまで任意で認められていた引当金の計上要件が明確化され、要件を満たすものについての計上と注記への記載が義務づけられました。(地方公営企業法施行規則第22条及び第37条) ご指摘の退職給付引当金については、一般会計など他会計との人事異動が頻繁であること等の特殊性から、その算定において原則法と簡便法が認められていること、また会計間における負担割合が一律ではないことなど他の引当金にはない特殊性があるため、会計規程に明記しております。 今後、他の引当金についても会計規程への明記を検討させていただきます。</p>

令和3年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況口

下水道事業等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
86	上下水道部	営業管理課	<p>第4章 各論</p> <p>5. 下水道事業会計決算書監査 (意見22)未収収益の計上 損益計算書の下水道収益の一部が、会計期間と対応していない。 すなわち、下水道収益は、2か月分まとめて調定額を算定し、未収計上している。ここで、2か月分の調定額の算定は、奇数月に検針を行って実施する地区と偶数月に検針を行って実施する地区とでタイミングが異なる。下水道事業会計の年度末は3月であるから、偶数月に検針が行われる地区では、3月と4月の2か月分の基本料金が4月に未収計上される。さらに、従量料金については、2月から4月にまたがる金額が4月に未収計上されている。収益の期間帰属の適正性を厳密におこなうためには、検針を毎月行い1か月ごとの調定額を算定する事が必要になる。現実的にこれが困難であるならば、財務諸表の注記により、下水道収益が期ずれになっていることを情報開示してはどうかと考える。</p>	意見	<p>検針を毎月行い、1か月ごとの調定額を算定することは、現実的に困難な状況です。 また、ご指摘の会計年度をまたがる下水道使用料(収益)につきましては、地方公営企業施行令第十条の規定(調査決定した日の属する年度)により、4月検針分を4月末日に調定決定をしていることから、4月の属する会計年度分として認識しているところです。</p>
93.94	上下水道部	営業管理課	<p>第4章 各論</p> <p>5. 下水道事業会計決算書監査 (指摘5)受託業者との連携 滞納者の中に、毎月の下水調定水量が多量であり、1回の調定額が高額になっている者がいるが、その改善について受託業者による対応が十分になされておらず、滞納額が高額になっている。 企業局と受託業者とで連携して、改善策を検討すべきである。 水道事業の包括外部監査(平成30年度)にて同様の指摘を行ったが改善されていなかった。</p>	指摘	<p>高額使用者の滞納について、受託業者の粘り強い節水指導により、使用水量が減少している状況です。また、誓約額の支払についても過去一年間滞りなく行われております。今後も受託業者と連携して、改善を図ってまいります。</p>
94	上下水道部	営業管理課	<p>第4章 各論</p> <p>5. 下水道事業会計決算書監査 (指摘7)誓約管理の徹底 滞納回数が多く、新たな滞納額についての誓約書の取り直しができていない者もいる。また、誓約書どおりの支払ができていない者もいる。 企業局は、債権管理について受託業者に説明を求め、債権管理の徹底に努めるべきである。</p>	指摘	<p>誓約書の取り直しができていない案件の多くは、給水停止の未実施により直接連絡を取ることができない使用者です。誓約管理については、受託業者と定期的に情報共有を行い、徹底に努めてまいります。</p>
94.97	上下水道部	営業管理課	<p>第4章 各論</p> <p>5. 下水道事業会計決算書監査 (意見24)下水道使用料の協議合意書 民法改正により、令和2年4月1日以降に時効が完成する債権については、同日以降に、滞納者との間で、下水道使用料債権について協議を行う旨の合意書(電磁的記録でも可)を作成することで、時効完成を1年間(再度の合意により最長5年まで猶予できる)伸ばせることになった(民法151条)。 今後は、この協議の合意書を活用するなどして、不納欠損を減らすようにすべきである。</p>	意見	<p>合意による時効の完成猶予を使って今後時効を伸ばしていく方法について、検討してまいります。</p>

令和3年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況口

下水道事業等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
99	上下水道部	総務	<p>第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (意見25)雨水処理経費の一般会計負担 雨水処理にかかる費用は、雨水公費の原則に従い、久留米市一般会計で負担すべきであり、雨水処理にかかる費用に対応させて雨水処理負担金を決定すべきである。一般会計から雨水処理経費と本来の下水道事業に対する繰入金をあわせて平成28年度から定額の1,567,000千円の繰入れはあるものの、雨水処理経費が増大すればそれだけ下水道事業への繰入金は減少することになる。久留米市では毎年のように発生する大雨による浸水被害を受け雨水処理にかかる費用は大幅に上昇することが見込まれることから、本来の下水道事業に回されるべき一般会計繰入金と雨水処理負担金は別に算定し、それぞれ繰入を行うようにすべきである。</p>	意見	<p>一般会計からの繰入金の内訳は、「①雨水処理負担金」「②他会計補助金(汚水処理に関するもの)」「③他会計負担金(企業債償還に関するもの)」の3つに大別されますが、久留米市における一般会計からの繰入金の課題は、②の一般会計での負担割合が明確になっておらず、繰入金全体が定額で設定されている現状です。 意見に該当する①は、②が調整弁となり、令和3年度決算現在、雨水に必要な費用は全額公費負担が来ています。 しかし意見後半に関係する②は一般会計での負担割合が明確になっていないため、その方法含めて総合政策部と令和5年度予算編成より具体的な協議を進めています。</p>
118	上下水道部	下水道施設課 下水道整備課	<p>第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (指摘8)特命随意契約の不合理性 特命随意契約をする場合には随意契約とする理由を開示することになっているが理由が不十分な契約があった。 ・中央公園親水護岸清掃業務 ・中央浄化センター、西側公園及び南広場植栽業務 上記、2件の業務委託契約を随意契約とする理由として地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「不動産の買入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工、又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないとするとき」に該当するとして、その理由を記載しているが十分に合理的なものとは思われなかった。十分に合理的と思われる理由を記載するか、競争入札にすることを検討すべきである。</p>	指摘	<p>【中央公園親水護岸清掃業務】 当該業務箇所は、中央公園内の施設であり、中央公園と一体となって管理を行うことが効率的であるため、中央公園の指定管理者へ随意契約を行っているものですが、随意契約理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められる場合」の方が妥当であるため、随意契約理由を整理しました。</p> <p>【中央浄化センター、西側公園及び南広場植栽業務】 当該植栽管理については、技術的要件及び緊急時の対応等を理由に、都市公園管理センターに随意契約するものですが、その理由が合理的でなかったため、改めて、随意契約理由を整理しました。</p>

令和3年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況口

下水道事業等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
118	上下水道部	経理課	<p>第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (意見26)契約締結伺いの押印者 契約締結伺いに起案部門の上長の承認印が押されていない。責任の所在が不明確となるため起案部門の上長の承認印を押すべきである。 契約書(案)は起案部門が作成しているが、設計金額300万円以上となる契約締結の意思決定は、経理課内で回議され最終的に部長(7,000万円以上は企業管理者)の決裁で承認されている。伺い書に添付されている仕様書及び設計図書等の資料の正確性を保証するためには詳細を把握している起案部門の責任者が確認し、承認印を押すべきであると考え。</p>	意見	<p>上下水道部独自で、長らく行われてきた契約分業処理は、過去に部内において発生した入札・契約における不祥事の再発防止策の一つではないかと推察されます。 しかしながら、ご指摘のとおり専決権者が管理者または部長である場合、原課の所属長による全体の確認がなされたか否かの確認ができず、責任の所在があいまいな状態にありました。 このため、令和4年度より市の契約事務に準じた方法に変更しました。今後は起案部門の責任者が確認し、承認することとなります。</p>
118	上下水道部	下水道整備課	<p>第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (意見27)特別損失—水害被害 令和2年度の特別損失116百万円は田主丸増設事業の途中でOD槽が水害にあったが保険をかけていなかったため、損害を受けた工事目的物に係る構築費用について、特別損失として計上したものである。 今後何らかのリスク分散の方策を検討すべきである。</p>	意見	<p>本事案につきましては、当該工事の契約約款に基づき対応したもので、契約約款につきましては、国・県を含む公共工事全般で適用されており、企業局の危険負担分が特別に設定されているものではありません。 しかしながら、リスク回避の検討は必要と考えており、今後、同様の構造物を構築する場合には、設計段階から被害想定(施工中の浸水リスク等)を行い、被害を回避するための方策を見込んで、施工計画を立てるよう検討いたします。また、工事発注後、発注者、受注業者間で損害リスクの内容や規模に関して調査・検討を行うなど、工事実施面におけるリスク管理に努めます。</p>
125	上下水道部	下水道施設課 (経理課)	<p>第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (指摘9)固定資産用途廃止・除却 固定資産の用途廃止及び除却の会計処理が行われていない。 すなわち、上述したとおり、視察の結果、中央浄化センターにおいて用途廃止となった固定資産が2つ存在していた。久留米市企業局会計規程の第69条の3に従えば、これらの資産は企業管理者の決裁を受けて用途廃止すべきであった。令和2年度においては、この手続きがなされておらず約20,000,000円の固定資産除却費が計上漏れとなっていた。このため久留米市企業局会計規程の第70条にも整合していない。毎決算期ごとに固定資産台帳を整備し、除却資産がないか確認する体制を整える事が必要となる。固定資産除却費が計上されないと、損益計算の利益のみならず、貸借対照表の固定資産の金額も過大計上となるため、每期確認する事が大切である。</p>	指摘	<p>現在使用停止している施設に関しては、速やかに用途廃止の手続きを行います。その後、撤去費用の算出を行い、計画的に撤去を行っていきます。 今後は、回収可能額を著しく低下させる変化を把握するためにも、固定資産台帳と現物の照合を毎年9月を目途に定期照合を実施して行く予定です。【措置方針を決定】</p>

令和3年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況口

下水道事業等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
125	上下水道部	経理課	<p>第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (意見28) 公営企業法適用前の固定資産簿価 平成26年度以前から存在する固定資産の取得原価は、貸借対照表及び固定資産台帳において、帳簿価格で計上されている事の情報開示がなされていない。 すなわち、上述したとおり、平成26年度以前から存在する固定資産の貸借対照表及び固定資産台帳の取得原価は、取得原価から減価償却累計額相当額を控除した金額となっている。これは、平成26年度において地方公営企業法を適用し、貸借対照表の作成を開始した事に関係するが、このことが計算書類において情報開示されていない。固定資産の期末簿価だけでなく、固定資産の取得原価や減価償却累計額の金額も、財務諸表利用者にとって重要な情報となる。平成26年度の地方公営企業法適用の経緯や影響額を財務諸表の「注記」に記載する事で、財務諸表利用者に情報提供することを検討してはどうかと考える。</p>	意見	<p>新たに地方公営企業法を適用し、開始貸借対照表を作成するに当たっては、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」(H27.1月総務省通知)に基づき地方公営企業資産再評価規則により、資産の再評価をすることになります。 同則第4条の4に基づけば、その取得価額から法の適用日までの経過年数に応じた減価償却額相当額を差し引いた額が、法適化した平成26年度以前から存在する固定資産の帳簿価額となります。 つまり、法適化の時期を明示することで、必要な情報開示が行われていると考えます。 ご指摘のとおり、財務諸表利用者にとって重要な情報は開示すべきであると認識しておりますので、今後とも重要な会計方針に係る事項があれば、注記に記載し、情報提供に努めます。</p>
125	上下水道部	経理課	<p>第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (意見29) 減損の兆候の判断資料 減損の兆候の有無の判定につき、より詳細な検討が必要である。 すなわち、令和2年度においては、減損の兆候が無いと判定し、減損損失を計上しなかった。上述したとおり、減損の兆候の判定に際しては、判定基準(1)の「過去2期継続して赤字、又は継続して赤字となる見込みであること。」については、数値による検証が行われているが、それ以外の判定基準(2)～(4)に関しては、詳細な検討を行った記録が残っていなかった。</p>	意見	<p>減損会計は令和2年度決算から導入したものであり、会計上適正かどうかを確認しながら進めております。 一方で、経営状況が逼迫している下水道事業会計では、修繕や撤去にかかる費用を捻出できない機械について、故障や老朽化をもって即座に「減損の兆候がある」と判定することが難しい状況にあります。 今後は、修繕するか更新工事を実施するか、若しくは撤去するか、予算化も含めた今後の計画を明確にして、詳細な検討を行った記録を残してまいります。</p>

令和3年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況口

下水道事業等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
134.135. 143	上下水道部	経理課	<p>第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (意見30)入力方法の改善 経理課で作成する下水道事業会計決算書の資料を作成するにあたり、目視で手入力するという過程を減少させることが望ましい。 上述した企業債明細書を作成する場合、経理課担当者は公営企業会計システムより帳票を出力して、企業債明細書に必要な項目の情報を目視で手入力している状況である。 目視で手入力した場合、情報の入力漏れ又は入力誤りが発生する可能性があり、作業の生産性も低下することが挙げられる。 公営企業会計システムよりデータを抽出して表計算ソフトヘデータを貼り付けてプログラミングにより集計する方法又は公営企業会計システムより企業債明細書の仕様で帳票を出力できる仕組みを実装する等、企業債明細書を作成する業務を含む下水道事業会計決算書の作成工程を見直し、作業の属人性を減らし業務効率の向上等を図るべきである。 なお、公営企業会計システムを改修する場合、当該システムのベンダに対するコストが発生することが予想される。 よって、担当部課において現状の公営企業会計システムに実装されている機能を理解し、下水道事業会計決算書の作成工程で目視にて手入力する過程を減らすよう担当部課内で協議する機会を設けるべきである。</p>	意見	<p>現行の企業会計システムにおいて作成・出力できる帳票のほとんどは、一部加工すれば、決算書の資料に利用できるものです。ただし、勘定科目については見直し前の科目も全て抽出されますが、過去の帳票を出力するには必要ですので、削除することができません。しかしながらご指摘のように加工の仕組みを工夫することで目視で手入力する処理を削減することが可能であるため、決算書の作成工程の見直しも含め検討し、作業の属人性を減らし業務効率の向上等を図ってまいります。</p>
154	総務部	契約課	<p>第4章 各論 6. 契約事務監査 (意見31)入札参加資格の設定 入札資格に、「久留米市競争入札参加資格者名簿に土木一式工事を第一希望で掲載されている業者」等として一定の工事を第一志望としていることを参加資格としている。当該工事を第一希望として入札参加資格者名簿に記載されていない業者は、入札に参加することができない。 事業者が第一希望を記載させることで、その専門性が期待でき、適切な履行を期待できるという趣旨であると考えられる。各事業者が専門性を高めることは、品質確保の面からも望ましいことである。しかしながら、市の有資格者名簿には、希望業種として第三位まで登録することが可能であることから、発注に際して、参加資格を第一希望に限定せず、さらに拡大することにより応札意欲のある業者が応札する可能性もあり、結果として、更なる競争性の向上が期待される。 以上のことから、参加資格に関しては、応札状況を踏まえながら、より競争性を高める必要があると判断される場合には、問題点などを十分考慮した上で、対象を拡大するなど検討することが望ましい。</p>	意見	<p>格付(ランク)制度や希望順位については、建設業者の棲み分けを行い、事業者の規模・能力に応じた健全な競争を行わせることにより、建設業全体が成長・発展することを目的として実施している制度です。現行では、原則として1位希望の業種への入札参加を認めていますが、これは、現在の有資格者名簿の登録状況から、希望順位1位の業者に限定しても、十分に競争性が確保できる事業者数が掲載されていることによります。なお、1位希望の業者のみでは十分な数が確保できず、より競争性を高める必要があると判断される場合には、希望順位2位または3位まで参加資格を拡大するなどの運用も行っています。</p>

令和3年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況口

下水道事業等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
154	総務部	契約課	<p>第4章 各論 6. 契約事務監査 (意見32)低入札価格調査制度の入札状況 総合評価落札方式(低入札調査基準価格を設定)で実施した一般競争入札のうち、土木一式工事、Cランクの工事の入札は、57件中8件存在する。8件全てについて、低入札調査基準価格と同額で落札された。8件の案件に対して、37者が応札しているが、その内36者は、低入札調査基準価格での応札であった。 36者が低入札調査基準価格と同額で入札したのは、低入札調査基準価格でも十分に採算性があることを示すものである。低入札調査基準価格の算定にあたり、国が示す算定方法に基づき算定するのは当然ではあるが、そのルール範囲内でより安価な基準価格の算定を工夫されたい。</p>	意見	<p>低入札調査基準価格は、ダンピング受注防止等の観点から国が示した基準(中央公契連モデル)に準拠し、案件ごとに、算定しているものです。なお、この基準価格は、最低制限価格と異なりその価格を下回った場合に一律に無効とするものではなく、基準価格を下回った入札があった場合は、当該契約の内容に適合した履行がされるかの調査を行ったうえで落札者を決定するための基準となるものです。このため、事業者は、採算性があれば低入札調査基準価格未満での応札も可能となります。なお、過去の事例として、低入札調査基準価格未満での応札実績が2件あります。</p>
154.155	総務部	契約課	<p>第4章 各論 6. 契約事務監査 (意見33)B、Cランクの入札状況 土木一式工事のBランクの工事は、Cランクの工事を予定価格に対する落札価格の割合で比較すると、Bランクの33件は、94.99%から99.07%の価格で落札されている。それに対して、Cランクの8件では、88.56%から89.07%の価格で落札されている。 1件の入札に対して入札者数の平均値は、Bランクでは、1.79者となっているのに対し、Cランクでは、4.75者と比較的高い入札者数となっている。 このように、入札率、入札参加者数においてBランク工事よりCランク工事の方が競争的であるので、Bランク工事においても多くの者が入札に参加するように仕様、時期等を工夫し、より競争原理の働いた入札を実行されたい。</p>	意見	<p>一般競争入札において、特定の者のみ応札可能な参加条件を設定して発注した場合は、競争原理が働く余地は少ないと考えます。しかしながら、市では、発注に際し、競争性確保の観点から参加資格を満たす事業者が一定数存在するよう条件を設定した上で入札公告を行っており、また事業者も、他者の応札状況を知り得ないことから、実際に応札した業者が少数であっても競争原理は働いているものと考えています。 応札数が少ないという状況は、一般的にその要因として、①見積期間の不足、②参加資格要件の必要以上の限定、③適切な履行期間の不足、④偏った発注時期・発注単位などが考えられます。 ご意見を踏まえ、発注者が改善できる部分については、引き続き応札し易い環境整備に努めていきたいと考えています。</p>
160	上下水道部	下水道整備課	<p>第4章 各論 6. 契約事務監査 (指摘10)市内業者優先制度—指名競争入札理由が不明 担当課からのヒアリングによれば、指名競争入札を選択した理由として、市内業者を優先することが前提にあったようだが、本件契約の業種で、ランクC、Dの市内業者は66者あるとのことであるから、条件付一般競争入札でも、上記の目的は達成できると考えられる。 特に、取付管の新設工事という業務の性質上、同地区内の業者による緊急対応を要するものでもないと考えられるため、業務箇所には本社がある業者を要件とした合理的な理由も明らかでなく、指名競争入札の理由としては不十分である。</p>	指摘	<p>取付管の新設工事という業務の性質上、同地区内の業者による緊急対応を要するものでもないと考えられるためとのご指摘を受け再検討を行い、令和4年度より、条件付き一般競争入札にて、契約事務を対応いたしました。</p>

令和3年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況口

下水道事業等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
160	総務部	契約課	第4章 各論 6. 契約事務監査 (指摘11)指名の運用基準の公表 久留米市における指名業者の選定は、選定委員会に諮り、久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領に定める運用基準に留意して決定されているようであるが、当該事務要領は公表されていない。自治体契約においては、公平性、公正性、透明性が確保されなければならないことを考慮すると、当該運用基準は公表すべきである。	指摘	ご指摘を受け、当該運用基準については、令和4年4月1日付けで公表いたしました。
161	総務部	契約課	第4章 各論 6. 契約事務監査 (意見34) 予定価格公表時期の検討 予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格を事前に公表すれば競争性が害される恐れがあるし、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、予定価格の公表については、「事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限る。」とあることも考慮すると、原則事前公表、とするのではなく、契約ごとに、事前公表を行った場合の問題点などを十分検討すべきである。	意見	予定価格の事前公表については、その価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせることなどがその弊害と言われています。 しかしながら、令和2年度の平均落札率は、建設工事93.2%、業務委託90.1%となっており、建設工事においては、入札時に積算内訳書の提出を義務付けていること、また、利害関係者等の不正な働きかけを防止できること、さらには、組織的に価格の厳重な管理体制が不要となること(情報漏洩のリスクが無い)などから、現在、事前公表を行っています。 なお、不正な働きかけや情報漏洩のリスクは、契約内容によらず生じることから、契約課で発注する建設工事及び業務委託においては、一律事前公表としております。
164	上下水道部	総務	第4章 各論 6. 契約事務監査 (意見35) 随意契約理由の妥当性 随意契約の理由については、当該業務の性質だけでなく、なぜその相手でなければ当該業務ができないのか、契約の相手方の調査経緯も明確にすべきである。 もっとも、次年度以降は、単独随意契約よりも機会均等・競争性が確保されている公募型プロポーザル方式を採用しているため、契約方法において改善がみられる。	意見	当該業務については、特有の運転状況や施設の機器やシステム等の専門性、及び非常時の対応などを重視し、これまで随意契約としておりましたが、経済性も視点も需要であることから、公募型プロポーザル方式への見直しを行いました。

令和3年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況口

下水道事業等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
168	総務部	契約課	<p>第4章 各論 6. 契約事務監査 (指摘13)指名の運用基準の公表 自治体契約においては、公平性、公正性、透明性が確保されなければならないことを考慮すると、指名業者選定に当たって考慮されている久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領に記載の「指名の運用基準」は公表すべきである。</p>	指摘	<p>ご指摘を受け、当該運用基準については、令和4年4月1日付けで公表いたしました。</p>
169	上下水道部	総務	<p>第4章 各論 6. 契約事務監査 (意見36) 予定価格公表時期の検討 予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格を事前に公表すると、競争性が害される恐れもあり、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、予定価格の公表については、「事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限る。」とされていることも考慮すると、契約課所管の建設工事・設計等の業務委託であれば一律に事前公表とするのではなく、契約ごとに、事前公表を行った場合の問題点などを十分検討すべきと考える。</p>	意見	<p>予定価格の事前公表については、その価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせることなどがその弊害とされています。 しかしながら、令和2年度の平均落札率は、建設工事93.2%、業務委託90.1%となっており、建設工事においては、入札時に積算内訳書の提出を義務付けていること、また、利害関係者等の不正な働きかけを防止できること、さらには、組織的に価格の厳重な管理体制が不要となること(情報漏洩のリスクが無い)などから、現在、事前公表を行っています。 なお、不正な働きかけや情報漏洩のリスクは、契約内容によらず生じることから、契約課で発注する建設工事及び業務委託においては、一律事前公表としております。</p>
173	上下水道部	下水道施設課 下水道整備課	<p>第4章 各論 6. 契約事務監査 (意見37)再委託契約書の保管 随意契約の理由・業者選定過程は明確であり、問題はないと考える。 もっとも、日本下水道事業団は、株式会社NJSに業務を委託しているところ、その際の業務委託契約書が関連資料に含まれておらず、担当課でも、契約内容(委託業務内容)・契約日・契約金額・契約の相手方・履行期限は確認しているものの、契約条項は確認していないとのことであった。 本協定では、日本下水道事業団が、業務に関し建設コンサルタントと業務委託契約を締結するときは、損害賠償条項を定めなければならないとされている(協定第7条第2項)等、企業局でその契約内容が協定の趣旨に反しないかを確認する必要がある。したがって、再委託先との契約条項も企業局で把握し、契約書を関連資料にて保管すべきである。</p>	意見	<p>再委託先との契約条項も企業局で把握し、契約書を関連資料にて保管すべきであるとのご意見を受け、再委託先との契約書を保管いたします。</p>

令和3年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況口

下水道事業等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
176	総務部	契約課	第4章 各論 6. 契約事務監査 (指摘15)指名の運用基準の公表 自治体契約においては、公平性、公正性、透明性が確保されなければならないことを考慮すると、指名業者選定に当たって考慮されている久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領に記載の「指名の運用基準」は公表すべき。	指摘	ご指摘を受け、当該運用基準については、令和4年4月1日付けで公表いたしました。
180	上下水道部	下水道整備課	第4章 各論 6. 契約事務監査 (指摘17)随意契約理由が不十分 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適さないもの)を理由とする場合、当該業務の性質と必要な条件だけでなく、久留米環境維持管理業協同組合が、その必要な条件を満たしていること、必要な条件を満たす者が同組合以外にいないことを、具体的な情報・関係資料と共に、随意契約の理由の中で明示すべきである。	指摘	必要な条件を満たしていること、必要な条件を満たす者が同組合以外にいないことを具体的な情報と共に、随意契約の理由を明示するように契約事務を改善しました。
183	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 6. 契約事務監査 (指摘18)リース業者選定理由が不十分 本件契約は、リース契約の3者契約であり、賃料の支払先はリース業者であるから、リース業者の選定理由も、合わせて記載すべき。	指摘	当該契約の見積り合わせは、売主(システム開発業者)を対象として実施しておりますが、売主とリース業者との3者契約も可能としております。 今回のリース業者は売主が指定しているため、その旨を記載いたします。 なお、契約においては、売主が、リース業者へ支払う賃料を踏まえて、見積価格を決定しております。
183	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 6. 契約事務監査 (意見38)随意契約理由が不十分 本件契約の目的物が、いずれも、平成29年10月の開発業務委託契約に基づき開発されたシステムソフト「AQUASTAFF」と密接に関連しており、同社製の機器・基盤・保守業務により、一元的な管理が可能となり、トラブルの際にも、迅速かつ的確な対応が可能となることを理由とした、随意契約及び業者選定過程には問題はないと考える。 もっとも、上記のとおり、本件契約は平成29年の開発業務委託契約が前提となっているところ、本件契約にかかる資料として同業務委託契約書が添付されておらず、実施伺に記載の理由では関連性がわかりにくく、明確でない。 したがって、随意契約・業者選定の理由の根拠として、平成29年度の開発業務委託契約書を資料として添付するか、当該契約との関連性をより明確にすべきと考える。	意見	随意契約・業者選定の理由の根拠として、契約書等を関連資料として添付するようにいたします。

令和3年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況口

下水道事業等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
199	上下水道部	田主丸事務所 北野事務所	<p>第4章 各論</p> <p>7. 農業集落排水事業 (意見41)システムについて</p> <p>農業集落排水事業にかかる使用料及び分担金は、田主丸事務所及び北野事務所に設置しているパソコン内の使用料・分担金システムで管理されている。当該システムはスタンドアローンであり、ベンダは同じ業者である。しかし、システムのバージョン及び仕様が異なるため、各事務所で当該システムに基づく業務のマニュアルを整備運用しているが、マニュアルの内容は統一ではない。使用料・分担金システムのバージョン及び仕様を統一し、又はスタンドアローン形式からクラウド形式のバージョンへ更新するなど事務所間のシステムを統一し、農業集落排水事業に係る業務の平準化を図ることが望ましい。また、システムを統一することで、業務の属人性をより排除することができるため、業務マニュアルの見直しも併せて検討することが望ましい。</p>	意見	<p>農業集落排水管理システムは同一業者の異なるバージョンを北野と田主丸事務所にて使用しております。現行システムのバージョン及び仕様を統一することについては、クラウド形式の導入等を視野に検討を行っております。また、業務マニュアルの見直し等及び情報共有により事務所間の業務の平準化に努めてまいります。</p>
218	上下水道部	給排水設備課 城島事務所	<p>第4章</p> <p>8. 特定地域生活排水処理事業 (意見43)浄化槽台帳のシステム管理運用</p> <p>現状は、上述したとおり、書面とシステムで浄化槽ごとの情報を登録管理している。書面とシステムを併用して登録管理するよりも、システムにて一元管理する方法へ変更することが望ましい。</p> <p>理由として、下記のメリットが挙げられる。浄化槽ごとの情報を検索する場合、現状では書面とシステムの両方を検索する必要があるも、システムにて一元管理することで効率的に検索できる。書面の情報はファイリングされており、かつキャビネット棚で保管されている等物理的な場所を必要とするが、システムにて一元管理することで、ファイリング作業の削減、紙資源やファイリング用のファイルの削減、物理的な場所を削減できる等経費の節約及び環境貢献につながる。</p> <p>なお、システムの更新等にはコストを要するため、システム導入による台帳管理の作業効率及びランニングコストの削減効果と、システム導入コストを比較衡量したうえで導入可否について検討する機会を設けるべきである。</p>	意見	<p>一元管理のためには、地図情報等と顧客情報がリンクされることが必要であります。市管理の浄化槽基数は、1700基程度であり、問い合わせ件数も少なく、浄化槽システムの改修を行うと改修費用や多大な労力がかかり、費用対効果が見込めないと思われれます。しかしながら、一元管理は必要と考えるため、低廉化をはかるために、既導入の庁内GISを利用し、地図情報や浄化槽台帳情報をリンクさせることができるかどうか等検討を進めてまいります。その一環として、来年度より浄化槽システム検索機能強化(複数ワードで検索)改修を行う予定です。</p>
218	上下水道部	給排水設備課 城島事務所	<p>第4章</p> <p>8. 特定地域生活排水処理事業 (意見44)指定検査機関の浄化槽台帳との整合性</p> <p>現状は、上述したとおり、一般財団法人福岡県浄化槽協会で管理している浄化槽台帳を閲覧できる仕組みがないため、久留米市企業局で管理している浄化槽台帳の登録情報と整合性を確認できない。久留米市企業局で管理する浄化槽台帳の登録情報の正確性を担保するためにも、指定検査機関の浄化槽台帳の登録情報を閲覧できる仕組みを整備することが望ましい。</p> <p>なお、久留米市企業局のみで当該仕組みを整備することは資源的制約があり難しい状況であるため、一般財団法人福岡県浄化槽協会と連携し、他市の浄化槽管理担当部課とも協働して仕組みを構築していくことが望ましい。</p>	意見	<p>この件は、久留米市単独で仕組みを構築することは困難であります。現在、福岡県において浄化槽台帳協議会が設立され、この協議会には県や浄化槽協会、業界代表、市町村代表が入り、情報共有を前提とした台帳について協議が進められているところです。</p>

令和3年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況口

下水道事業等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
222	上下水道部	下水道施設課	<p>第4章 9. し尿処理事業 (指摘19)固定資産の除却 公有財産台帳建物番号3の簡易熱源機(価格5,156千円 建築年月日昭和37年5月29日)、公有財産台帳建物番号4の工場機械室(価格1,959千円 建築年月日昭和37年5月29日)、公有財産台帳建物番号5の工場機械室(価格3,625千円 建築年月日昭和37年5月29日)、公有財産台帳建物番号6の工場機械室(価格4,561千円 建築年月日昭和37年5月29日)、公有財産台帳建物番号12の倉庫(価格361千円 建築年月日昭和44年3月31日)、公有財産台帳建物番号14の焼却場(価格2,579千円 建築年月日昭和47年12月26日)については、その用途は終了し、未使用の常態である。予算措置を行い解体・除却、用途廃止の手続きを行わなければならないと考える。久留米市では旧し尿処理施設の施設・設備の撤去及び整地等に関し、平成28年度から令和14年度までを計画期間とする撤去計画を作成し、この計画に基づき、倒壊等の恐れのある危険度の高い施設・設備から優先して順次対応を行っているところであるので、確実に実施されたい。</p>	指摘	<p>平成28年度から令和14年度までを計画期間とする撤去計画を作成し、この計画に基づき、倒壊等の恐れのある危険度の高い施設・設備から優先して順次対応を行っていきます。【措置方針を決定】</p>
222	上下水道部	下水道施設課	<p>第4章 9. し尿処理事業 (指摘20)固定資産の除却 写真は、清掃津福工場内の3つの建設物の写真である。担当課に確認したところ、各建設物は、第2消化槽、ガスタンク、第1消化槽であるとの説明を得た。これらの施設は旧し尿処理施設の建設物で現在は使用されず、公有財産台帳には掲載されていない状況である。このような、使用していない建設物で老朽化しているものであることから、予算を計上し早急に撤去等行い場内の整備を行うべきであると考え。久留米市では旧し尿処理施設の施設・設備の撤去及び整地等に関し、平成28年度から令和14年度までを計画期間とする撤去計画を作成し、この計画に基づき、倒壊等の恐れのある危険度の高い施設・設備から優先して順次対応を行っているところであるので、確実に実施されたい。</p>	指摘	<p>平成11年4月に新清掃津福工場が運転を開始し、それ以降、旧施設については用途を廃止したにもかかわらず、長年にわたり残置する結果となってしまいました。本来であれば時期を逸せず解体をするべきでしたが、平成28年度から令和14年度までを計画期間とする撤去計画を作成し、当該計画に基づき解体撤去を進めているところです。また、公有財産台帳から除却は、解体に合わせて行うべきでした。 コロナ禍による事業停止や工事の平準化等により計画も随時、見直しつつ、倒壊等の恐れのある危険度の高い施設・設備から優先して、確実にまいります。【措置方針を決定】</p>

令和3年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況口

下水道事業等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
223.224	上下水道部	下水道施設課	<p>第4章 9. し尿処理事業 (意見45)久留米市清掃津福工場、耳納衛生センター、両筑苑の合併 久留米市のし尿処理については、田主丸地域は耳納衛生センター、北野町は両筑苑、残る旧久留米市、三潴地域、城島地域のし尿処理については久留米市清掃津福工場にて実施している。 決算の状況からわかるように、令和2年度に久留米市は耳納衛生センターに81,091千円、両筑苑に23,431千円負担金補助金を支出している。 一方、清掃津福工場の年間処理能力は87,600KL／年(240KL／日×365日)に及び現在の処理実績はその50%程度(40,351KL／年÷87,600KL)であることから、田主丸地区、北野地区は、うきは久留米環境施設組合、両筑衛生施設組合から離脱し、清掃津福工場で処理する方が久留米市としては経済的になると考えられる。 とはいえ、合併前の田主丸地区、北野地区のし尿処理を担った経緯があることから、両組合の施設の建替え等の際に、両地区の施設の処理の統合を検討する必要性は高いと考えられる。</p>	意見	<p>うきは久留米環境施設組合については、令和9年度末を目途に組合脱退をする予定で組合、うきは市と協議を進めており、組合議会においても令和10年度からは各々で処理することが承認されているため、各市が市域内処理の方策等を検討している状況です。 両筑衛生施設組合については、施設整備検討委員会が立ち上げられ、施設のあり方について構成市町と協議を進めています。</p>